

第百十四号議案

東京都知事の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和五年六月六日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都知事の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例

東京都知事の給料等の特例に関する条例（平成二十八年東京都条例第九十二号）の一部を次のように改正する。

「令和四年八月一日から令和五年七月三十一日まで」を「令和五年八月一日から令和六年七月三十日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和五年八月一日から施行する。

（提案理由）

都政改革の更なる推進に向けた知事の決意及び姿勢を明らかにするため、知事の給料等について、特例措置を延長する必要がある。